

## 半田市知的障がい者職親委託事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する地域生活支援事業のうち、知的障がい者職親委託事業の実施については、半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱及び半田市知的障がい者職親手当支給要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (職親)

第2条 職親は、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人であって、知的障がい者を自己のもとに預かり、一定期間その自立更正に必要な訓練指導を行なうことを希望する者のうち、半田市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が適当と認めた者とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、本市に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地。以下同じ。）を有する知的障がい者で、知的障がい者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた者とする。

2 前項に規定するもののほか、法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者であって同項に規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所障がい者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「住所地特例地」という。）が市内である者は、この事業の対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、住所地特例地が他の市町村の区域内である者は、この事業の対象者としなない。

### (職親登録等)

第4条 職親になることを希望する者は、知的障がい者職親申出書（様式第1）により、所長に申し出るものとする。

2 所長は、前項の申出書を受理したときは、申出者を職親とすることの適否について審査を行い、適当と認めた者については、職親登録簿（様式第2）に登録し職親承認通知書（様式第3）を、職親とすることを不適当と認めた者については、職親不承認通知書（様式第4）を申出者に送付するものとする。

- 3 職親は、住所若しくは職業を変更したとき又は職親を辞退しようとするときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

**(職親への委託)**

第5条 知的障がい者又はその保護者が職親のもとで指導訓練を希望するときは、知的障がい者職親委託申込書(様式第5)を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の申請があったときは、愛知県中央児童・障害者相談センターに委託の適否について必要な判定を求めるものとする。

- 3 所長は、知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定に基づき、知的障がい者の支援を職親に委託することを決定したときは、職親委託書(様式第6)により当該職親に通知するとともに、職親委託通知書(様式第7)により当該知的障がい者又はその保護者に対し通知するものとする。

**(雑則)**

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

半田市社会福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生

(電話 - )

知的障がい者職親申出書

知的障がい者を預かり、その更生に必要な指導訓練を行う職親になりたいので、申し出ます。

希 望 す る 知 的 障 が い 者	通いの 場 合	男 人 年 齢	女 人 年 齢	歳 从	歳 至
	住込み の 場 合	男 人 年 齢	女 人 年 齢	歳 从	歳 至
指 導 訓 練 事 項	男 女				
指 導 訓 練 を 行 う 事 業 所	名 称				
	所 在 地				
	事 業 の 種 類				
	従 業 員 数	男 人	女 人	計	人
家 族 及 び 同 居 人	家 族	人	同 居 人	人	計 人
住 居 の 規 模 及 び 構 造	敷 地 平方 メ ー ト ル	建 物 面 積 平方 メ ー ト ル	延 べ 建 物 面 積 平方 メ ー ト ル	木 造 準 耐 火 鉄 筋 平 屋 建 階 建	
職 親 の 希 望 の 動 機					
職 親 の 経 験 の 有 無					
委 託 終 了 後 の 雇 用 の 予 定					



様式第3（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長 印

職親承認通知書

年 月 日付けで知的障害者福祉法施行規則第1条の規定による

職親の希望の申出がありました。職親として適当と認めます。

様式第4（第4条関係）

第 号

年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長 印

職親不承認通知書

年 月 日付けで知的障害者福祉法施行規則第1条の規定による職親の希望の申出がありました。が、職親として認められません。

〔理由〕

様式第5（第5条関係）

年 月 日

半田市社会福祉事務所長 殿

住 所

氏 名

知的障がい者職親委託申込書

知的障害者福祉法による援護を職親に委託してください。

委託者氏名生年月日	年 月 日生
希 望 す る 職 種	
通い・住込みの別	
その他の希望事項	

様式第6 (第5条関係)

職 親 委 託 書

第 号  
年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長 印

知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり委託  
します。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日生
委託期間			
備 考			



様式第7 (第5条関係)

職親委託決定通知書

第 号  
年 月 日

様

半田市社会福祉事務所長 印

知的障害者福祉法第16条第1項第3号の規定に基づき、下記のとおり職親に援助を委託することに決定しましたので通知します。

委託者氏名生年月日		年 月 日生
職親	住 所	
	氏 名・生年月日	年 月 日生
指導訓練事項		
委託期間		
通い・住込みの別		
指導訓練を受ける事業所		
備 考		